

# イギリス法における契約変更の一断面

—既存義務法理と経済的強迫法理の交錯—

山口 裕博

## 一 はじめに

## 二 契約変更に関する法的枠組みの変化

## 三 既存義務法理の新たな動き

## 四 経済的強迫法理の展開

## 五 結びにかえて

## 一 はじめに

日本における契約観念と英米におけるそれは異なつてゐるところとされており、この契約観念の相違は契約締結後における契約内容の変更についても際だつた対照を示してゐる。日本においては契約書を作成する場合でも誠意協議条項を挿入するのが通例であり、口答によつてなされる契約の場合には契約内容を固定的に考えず、契約締結後の変更も

当然のことられている。これに対して英米においては、契約は締結された内容をそのまま履行するのが原則とされている。<sup>(1)</sup>

契約履行の段階においては、様々な理由で契約内容の変更をする事態が生じたり、契約締結の前提条件の著しい変化により履行が不可能となるなど、当初予定された契約の履行ができなくなることがある。<sup>(2)</sup> 契約内容を変更しようとする場合、伝統的な英米契約法の仕組みの中では、新たなコンシダレーションにより約束が支持されている必要があるなど、それを阻止する法理が行われてきているが、今日その見直しが求められている。この点については、アメリカ法ではU.C.C.等において新たな動きが見られる。例えば、既存債務の履行がコンシダレーションにならないという法理の廃止、信義則の採用、経済的強迫法理の展開がこれである。<sup>(3)</sup>

イギリス法においても近年、コンシダレーションに関する既存義務の法理と強迫の法理についてそれぞれ変化の兆しが見られる。

控訴院は、Williams v. Roffey Bros. 事件<sup>(4)</sup>において、約束者が負う既存義務に関するコンシダレーションについて法的というよりも事実上の定義を明らかにしており、契約変更に関して寛大な姿勢を示している。この定義は、取引実態をより正確に反映しているとされているが、その後における判例においては必ずしも指導的地位を確保していない。<sup>(5)</sup>

また近年、一連の事件において、強迫法理を緩和し、経済的強迫の法理の形成が見られる。この法理は、コンシダレーションの既存義務法理に代わる役割を果たすことが期待されているものであるが、しかし、いかなる場合にその法理の適用が行われ、救済が計られるかが依然として不透明のままである。<sup>(6)</sup>

いずれにせよ、既存義務法理において新たな動きが見られるとともに、経済的強迫法理の形成が徐々にではあるが

進行しており、契約変更という場面において両法理が交錯し、取引社会の要求を満たそうとしているところだがである。本稿は、こうしたイギリス契約法の新たな展開を素描するとともに、現代社会における契約法の変化の一端を考察しようとするものである。

## 二 契約変更に関する法的枠組みの変化

契約変更の障壁となつてきている法理について整理すると、次のようなものがある。

まず、契約変更の有効性について判断する場合に、契約成立と同じ法理が適用されてきているところである。例えば、コンシダレーションや合意の要件を満たしていく初めて契約変更の考慮が生じるのであり、既存義務の変更に関しては、不実表示(misrepresentation)<sup>(1)</sup>、強迫(duress)<sup>(2)</sup>、不当威圧(undue influence)といったその他の契約の効力を否定する法理も適用される。<sup>(3)</sup>このような契約変更に課せられる制約を回避するために、放棄(waiver)や約束的禁反言(promissory estoppel)の法理が適用されることになるが、このことにより一層問題を複雑にしている。

この様に契約成立の有効要件を契約変更の場合にも適用しているため、契約変更の約束が強制力を有するためには、強迫、不当威圧、不実表示といった要素が存在しないことが必要とされてきている。このなかでも、契約の一方当事者が取引上の圧力をかけたことが原因で契約変更<sup>(4)</sup>となる場合に、他方当事者が強迫を理由として取り消すことができるかが特に問題となる。強迫の法理は本来、強制的な行為が人または財産に対する不法行為を伴う場合に限定されており、強制的な契約変更を取り消す根拠として用いられることもあまりなかったということができる。<sup>(5)</sup>そのため、契約変更の有効性を判断する場合にコンシダレーション法理の要件を満たしているかを問題と

せざるを得ないことになつたが、このことにより更に複雑な問題を引き起こすことになつたのである。

イギリス契約法において、従来当事者の自由な契約変更を妨げてきているものは、契約成立に関する法理を契約変更に適用することに固執してきたことに主な原因があるということができる。そのため、契約変更についての柔軟な取り扱いを要求する社会的な要求を満たすためには、従来の契約法の枠組みを見直すことが迫られることがある。<sup>(19)</sup>

伝統的な契約法の抱える問題点とその解決策については、以下のように整理することができる。

(1) 契約変更が認められるかどうかについてコンシダレーションに関する既存義務の法理が適用される結果として、そこにおいてまず問題とされるのは付加的なコンシダレーションにより利益があつたかどうかである。<sup>(20)</sup>しかし、契約変更において最も重要なのは、両当事者が自由な意思で契約変更に同意したかどうかであり、この点についての判断を優先すべきである。従つて、契約変更が認められるか否かを判断する場合に重要なのは、付加的なコンシダレーションにより利益がもたらされたかどうかの議論ではないとされなければならない。

契約変更について既存義務の法理を必ず適用しなければならないというものではなく、それを用いずに判断を下した事件に D.&C. Builders Ltd. v. Rees 事件<sup>(21)</sup>がある。

この事件において、Denning 卿は、恐らくは先例の力を認識していたのであろうが、エクイティ上のエストツペルもしくは大陸法における権利の濫用に近い概念に依拠した。この判決の下された一九六五年には、経済的強迫の概念はイギリス法において依然として判例法において承認されていなかつたのである。

事実関係は次の通りである。被告は原告に対して既に完了した仕事につき四八二ポンド余りの負債があつた。原告側は、数ヶ月の間支払いをするように要求していた。被告の妻は、原告側が金銭的に困っていることを知つており、最終的な和解金額として三百ポンドを提示し、その際この金額が受け入れられなければ一銭も支払わない旨述べた。

原告は彼女の提示した小切手を受け取り、未払金の完済として領収証を渡した。原告は後に一八二一ポンド余りの残金を訴求した。

控訴院は、原告の請求を認めた。Denning 卿は次のようなエクイティ上の法理による解決策を示し、それには Danckwerts 裁判官が同調した。すなわち、「両当事者間において行われ取引を勘案して、不平等であるとされる場合には」、契約当事者が契約上の権利を強行することは認められない。被告の妻は、「債権者に不当な圧力を掛けていたのである。彼女は、（一銭も支払わないといふこと）で）契約違反の脅しをしていたのであり、債権者に対してその者が望んではいなことを強いるためにそうしていただのである」<sup>(22)</sup>。Winn 裁判官は、和解が捺印書証に依らずまたはコンシダレーションによつて支持されていないので法律上拘束力を有さないという伝統的な根拠により、同事件についての判決を下している。<sup>(23)</sup>

(2) 契約変更が問題となるほとんどの場合において、契約の他方当事者は契約変更につき黙認するが明示的に同意していないような一方的行為により変更がなされている。<sup>(24)</sup>このため、両当事者が明示的な合意の下で契約変更に同意したか、もしくは契約変更を信頼して行動した場合には、契約変更を認めるような法理の形成が求められる」とになる。

(3) 相互的な寡占の中で利己的な危険性というものが存在しうる。<sup>(25)</sup>

この点に関する例としては、Atlantic Baron 事件<sup>(26)</sup>を挙げることができる。

ドル建てのタンカー建造契約に関して、ドルの一割下落に伴い原告がその分の契約代金の上乗せを要求し、要求を飲まなければ契約の履行を中止するとしたのに対し、被告 North Ocean Shipping は余分な金銭支払いを約束したが、それは経済的強迫に該当すると判示された。この事件における被告の本当の動機は信用状における増加であり、

船舶の速やかな引き渡しがあったのであり、Mocatta裁判官が確認している法的なコンシダレーションではなかつたとされる。

こののようなコンシダレーションの事実上の定義の採用は、ニュージーランドにおけるNewmans v. Ranier事件で<sup>(18)</sup>も承認されている。

この事件において被告は、原告との間で三つの旅行会社を売却する」とを内容とする契約を結んだ。売買契約条項においては、被告は、三つの会社のうちの一つの会社のマネージャーに一定金額を支払うことになつていて、被告はこの支払いを拒んだ。

ニュージーランド控訴院は、被告はこの支払いをする義務があるとする。また、たとえ交換的に与えられたコンシダレーションが売買の完了であつて、そのことについて被告がすでに被告との間の従前の約束により義務づけられている場合であつたとしてもである、とする。

(4) 従来の伝統的な契約法理論は、個別的取引ごとに契約を問題としているが、しかし取引社会の要請からは長期的な契約関係の調整という観点から契約理論の再構築が求められている。<sup>(19)</sup> 契約変更が問題となるのは契約成立時ではなく、契約の履行時であるから、契約変更を支配する法は、長期的な契約関係を調整するものでなければならぬのであり、新たな契約理論の展開が直接関係するといふことができる。

(5) 従来の契約法は、契約違反の前後における契約変更を明確に区別しているが、この点の区別は意味がないといふべきである。<sup>(20)</sup>

以上の点から明らかのように、契約変更の問題は単にコンシダレーションの法理や強迫法理の問題に留まらず、契約法理論レベルでの問題として理解することが必要であるといふことができる。

## II 既存義務法理の新たな動き

既存義務が存在する場合に新たに契約が締結されるのは、同一の当事者間の場合と約束者が第三者との間で契約する場合に区別することがある。

同一当事者間で契約をする場合において、約束者は受約者に対して既に契約上の義務を負つており、受約者に対して新たに契約を結ぶ自由を有していない。この場合に、既存義務と異なる契約を結んでも、約束者は何ら不利益を蒙ることではなく、受約者は新たに何らの利益を得ることもないものであり、従つてコンシダレーションは存在しないことになる。<sup>(2)</sup>

契約変更は、既存の法的義務の履行と交換になされた場合にはコンシダレーションにより支持されないとする法理は、Stilk v. Myrick 事件<sup>(22)</sup>に由来するとされてゐる。

Stilk v. Myrick 事件において、船長が船員に対して約束した割増賃金の約束につき、船員側の賃金支払いの請求を退けた理由として、Ellenborough 卿は次のように述べる。

「乗船員の一部が職場放棄したことは、航海の中止と同じように航海の緊急事であると見なされるべき」とある。そして、残った者は最初の契約条項に拘束され、目的港まで安全に航行させることに最大限の努力をする義務を負わなければならぬ。それゆえ、この命意の本旨を見ぬまでもなく、コンシダレーションが欠けているので、それは無効であると考える…」<sup>(23)</sup>。

また、North Ocean Shippin v. Hyundai Construction 事件<sup>(24)</sup>において、Mocatta 裁判官は基本的に同様の見解を表明

している。もつとも、同裁判官は、事実関係から異なる自由が与えられ、新たな権利が獲得されたことを認めている。

この事件は、*Stilk v. Mirick* 事件よりも *Hartley v. Ponsonby* 事件に近いものがあるとされている。<sup>(25)</sup>

一方、約束者が既存義務を受約者ではなく第三者に負っている場合については、第三者に対して新たに契約をすることは認められないが、受約者に対しては認められる。こうした見解を支持する古典的判例は、*Scotson v. Pegg* 事件<sup>(26)</sup>である。

この事件では、「第三者と間で既に一定の行為をなすとの契約上の義務がある場合に、それを第三者に履行させるために一定金額を支払う旨の約束をすることを選択した場合には、そのような約束が拘束力を持たないとする理由が分からぬ」<sup>(27)</sup>とする。

既存義務が存在する場合に、契約変更があつても新たな約束が強行されない理由としては、以下の二つのものがあるとされている。

まず、受約者が割り増し賃金を約束されない限り、履行を拒絶するという形で約束者が強要されることを防止する必要性があるとされる。履行拒絶が強迫に該当する場合、その契約は取り消すことができるのであり、その契約がコンシダレーションによって支持されている場合でも同様である。一方、受約者の履行拒絶が強迫に該当しない場合には、受約者が取引における優位な地位を利用した場合でも、約束は取り消されることはない。この場合に、それを認めると、不公正な契約という中間的なカテーテゴリーを作ることになるのであり、法を不確実にするとされる。

次いで、受約者は期日の到来した債務を履行したとしても何ら法的に不利益を蒙ることはなく、また約束者の側も同じであるとする。しかし、受約者は実際には不利益を蒙っているのであり、逆に約束者は契約が履行されることにより利益を得てるのである。つまり、約束者が既存義務を履行することをコンシダレーションとして新たな約束を

しても、それが強迫によるものではなく、また受約者の履行により約束者が実際上利益を得ている場合には、受約者は約束者の新たな約束を強行することができることになる。

こうした既存義務法理におけるコンシダレーションに関して、その要件を緩和する注目すべき判例が Williams v. Roffey 事件<sup>(28)</sup>である。

この事件の事実関係は以下の通りである。被告は二十七のフラットのアパートの改裝工事を請け負い、原告は、被告との間に二万ポンドにてその大工仕事の下請けをする契約を結んだ。大部分の契約を履行した段階で、原告が経費を低く見積もり過ぎたために金銭的に困窮し、仕事を完成しても利益が出ないことに気付いた。その原因としては、原告が被用者の監督を十分に行わなかつたことも原因していた。被告は、仕事の完成が遅れると請負契約における確定損害賠償額の支払いに応じなければならないので、原告と交渉を開始し、それぞれのフックラートごとに五七五ポンド、総計一万三百ポンドの追加支払いを原告に口答で約束した。被告はこの約束を守らず支払いを怠つたため、原告は仕事を放棄したが、その前に、さらに八つのフラットの仕事が完成していた。被告側は最初の契約を持ち出し、支払金額を減額した。

原告は割増額を支払う旨の口答契約に基づいて残金の支払いを求めたのに対して、被告側の主張するところに拠れば、新たなコンシダレーションが約束に提供されていないので、契約代金の改定は拘束力を有するものではない、とする。

控訴院は、変更した契約内容は強制力を有する旨判示した。その理由は、契約内容の変更交渉の過程において両当事者に経済的利益があつたのであり、そのことをもつて裁判所は新たなコンシダレーションがあつたと判断するに至つたのである。被告側の利益は、改装する旨の元請け契約の結果として確定損害賠償額の支払いをしなくてはならず。

ない危険を回避する」と、および原告に代わる者を探す面倒と費用を回避する」と、であるとする。

本件においては、強迫について両当事者とも問題としておらず、下請人である被告が契約コストの計算を間違えたのであり、契約変更を示唆したのも被告の側からであった。この点において、伝統的な海事問題に関する「法外な要求」の Alasaka Packers 事件<sup>(2)</sup>とは区別される。

控訴院において、Glidewell 裁判官は、経済的強迫の法理について言及し、契約違反の抗弁であり、恣意的な契約交渉から当事者を保護すべきものである、とする。<sup>(3)</sup>

Ward v. Byham 事件<sup>(4)</sup>、Williams v. Williams 事件<sup>(5)</sup>、および Pao On v. Lau Yiu Long 事件<sup>(6)</sup>という類似した事件を要約する形で、Glidewell 裁判官はいのような場合の法原則について次のようになり要約する。

「一 原告は、被告が支払いをなす」と交換に、一定の仕事をなす」と、物またはサービスを提供する」とを約束したとするならば、

二 原告が当該契約の下での義務を完全に履行する前の何らかの段階において、被告は、原告が当該取引で自分に課せられた義務を履行する意思があるか、または履行することができるかどうかを疑問視する相当の理由があり、

三 被告は、それについて原告に対し、原告が期日通りに契約上の義務を履行する約束と交換に増額の支払いを約束し、

四 約束をした結果として、被告は実際上の利益を得るか、もしくは不利益を回避した。さらに、

五 被告の約束は、原告の側の経済的強迫もしくは詐欺の結果としてなされたものではない。その場合に、

六 被告に与えられた利益は、被告の約束に対するコンシダレーション足りうるものであり、従つて、当該約束は法的な拘束力を有するものである」<sup>(7)</sup>。

Williams 事件において、*Stilk v. Myrick* 事件の判例は「変更された」とではなく、コンシダレーションの要件としての利益については、「実際上の」利益で十分であるとする」とを明らかにしている。実際上の利益が何であるかについては、Glidewell 裁判官は、割増代金の支払いを約束した約束者である被告の受け取る利益は実際上のものであるとし、それは、①原告が履行を継続したこと、②新たな大工を雇うことに伴う手間と出費を回避すること、③請負契約における確定損害賠償額の条項の適用を受けなくすることである、とする。<sup>(35)</sup> Russell 裁判官は、当該約束の下で支払いの仕組みを変更したことは被告に付加的な利益を生じている、とする。<sup>(36)</sup> Purchas 裁判官は、「すべてのフラットを半分だけ完成するよりも一度に一つのフラットを完成する方が、原告は分割払いで金銭の支払いを受けることができる」のであり、また被告は、完成したフラットで仕事をするように他の業者に指示することが出来たのであり、もし完成しなければ原告が仕事を完成するまで待たなければならないのである」、とする。

こうした利益は、法律上のものとは別に、事実上の利益とされるのであり、原告が義務を果たすことによって初めて被告の側に利益として生じるのである。歴史的には、契約に拘束力を持たせる根拠としては、法的な利益でなければならないとされている。法的な利益は、原告が最初の契約において契約上義務づけられていたものに加えて、何らかのことを行なうことを行なった場合にのみ、被告に付与されることになるであろう。

コンシダレーションの要件を緩和し、事実上の利益をも含むものとすると、新たな契約が支持されないと受約者が履行をしようとしているし、または履行できなかつたであろう場合には、既存の契約関係を変更するほとんどすべての約束が強行可能なものとなってしまうであろう。このことは、請求可能な損害賠償を正確に計ることができの場合にも可能であろう。この点は、実際上の利益の問題点として挙げることができる。

契約変更にコンシダレーションを事実上必要としないとする、無償契約と同じことになる。無償契約が捺印証書

によらなければ強行可能ではないとすることは、Russell裁判官が言及しているところであり、他の裁判官もそれを前提としている。<sup>(38)</sup>しかし、契約の変更において何が無償契約になるのかについては必ずしも明確にされていない。

多くの場合、事実上の利益は受約者が既存の契約上の義務を履行したことにより初めて現実のものとなる。しかし、受約者が現実に履行する過程で事実上の利益が増加する場合もあり、この場合には、事実上の利益が現実のものとなるのは、既存義務が完了した場合である。

本件においては、約束者である被告は、裁判所がコンシダレーションを構成すると考えた実際上の利益を受け取っているかは疑問である。それが正しいとすると、Glidewell裁判官のいう命題四については、満たされていなかつたことになる。

被告は原告が八つのフラットを完成させたのに約束の支払いを行わなわず、そのため原告が仕事を中止し、「被告はその仕事を完成させるのに他の大工を雇つたが、しかしその結果として建物所有者との間の契約において一週間の遅延賠償金を蒙つてている」<sup>(39)</sup>のである。原告が仕事を完成させなかつたのは、唯一ではないが、主に被告の責めに帰すべきことであるとする事実は、被告が経済的価値を有する実際上の利益を受け取つていなかつたという事実を変更させるものではない、といわなければならない。<sup>(40)</sup>

むしろ、原告がより高額の支払いをするという約束からでてくる予期された利益を実現することができなかつたにも関わらず、裁判所が有効なコンシダレーションを認定したという事実は、被告の約束を強行する裁判所の判決は原告が実際上の利益を得ていたことに依るものではないことを示唆しているともいえる。

Williams v. Roffey事件における法理を適用する際に問題となる点としては以下のものを挙げることができる。

- ① 命題五から、経済的強迫および詐欺を当該約束が拘束力を有するものであるかどうかにまで関係するものとし

て取り扱っているよう思われる。強迫もしくは詐欺により締結された契約が有効なものとされ、不適切な圧力を受けるか詐欺にあつた当事者は、特定履行を阻止することはできても、契約違反を理由に損害賠償を求める場合には、契約が取り消されていない限り、強迫もしくは詐欺は有効な抗弁とはならない。同様に、返還請求においても、契約が取り消されない限りそれを請求することはできないのであり、従つて、契約を確認する証拠は同請求に対して有効な抗弁となりうるであろう。<sup>(1)</sup>

② 承認と異議と呼びうるような要素が存在している。すなわち、Glidewell 裁判官によれば、命題三の要素、つまり約束の交換は有効な取引ではないことを承認しているが、事実上の履行状況を組み立てるにより、このことを回避しようとしている。履行行為がコンシダレーションになることは明らかであり、一方的契約に妥当する。同アプローチの本質は、履行行為の相手方が利益の取引をしているということである。<sup>(2)</sup>

さらに、Williams v. Roffey 事件において、控訴院は、同事件を精緻化し制限しようとし、同判決が約束の変更において約束者に何らの事実上の利益が存在しない場合にも適用されるものとする。

③ コンシダレーション概念にとって取引の要素は中心的なものであるが、約束の交換は命題五のところで述べられているのに、コンシダレーションは命題三のところで見いだされている。<sup>(3)</sup>

これに対して、Williams v. Roffey 事件判決が支持される理由としては、次の点が挙げられている。

- ① 相互的約束に対する純粹に主観的なアプローチを取ることができる。<sup>(4)</sup>
- ② 約束的禁反言の法理が既存義務の約束を強行する基礎を提供し、約束者が約束を撤回することが非良心的であるとする証拠がある。<sup>(5)</sup>
- ③ コンシダレーションの概念に重要な変更をもたらすものである。<sup>(6)</sup>

William v. Roffey 事件以降において、同事件の緩和したコンシダレーションの要件の適用を回避した事件として Re Selectmove Ltd 事件<sup>(15)</sup>がある。

ある会社が、内国歳入庁(Inland Revenue)に対して源泉課税と国民保険負担額につき多額の未払い分があった。一九九一年七月、強制的解散の申し立てを回避しようと、同社の専務取締役は、収税官に対して、会社清算は誰の利益にもならないので、当社は、将来支払期限の到来した場合は支払いを行い、未払い分については一九九二年二月より一ヶ月一千ポンドの割合で支払う旨を約束した。

証拠によれば、収税官は上司の助けが必要であり、その申し込みが受け入れられないならば会社に返事する旨述べた、とのことである。内国歳入庁が強制的解散の申し立てをした時、同社は申し立てた「合意」に依拠しようとした。収税官が上司に命令する権限を有しないことは明白であるが、もし権限があることが立証されたら、合意を支持するコンシダレーションが存在したのかどうかの問題が残る。

未払い分について分割払いをすることを約束することは既存義務の履行に過ぎないのであるが、会社側弁護士は、Williams v. Roffey 事件に依拠し、内国歳入庁は会社を強制解散するよりも分割払いを受け取る方がより多くの利益を得ることになるであろうから、この合意から内国歳入庁は実際上の利益を得ることになる、と主張する。同弁護士は、Williams v. Roffey 事件において Glidewell 裁判官は、受約者の契約上の義務がなす義務の履行であることに限定してこの点を承知していたが、同じ法理が受約者が約束者に支払いをなす場合にも論理的に適用される、と主張する。

Peter Gibson 裁判官(Stuart-Smith, Balcombe 裁判官も同一意見であるが)は、より小なる額の分割支払いは債権者にとって常に実際上の利益をもたらすものであるとの事実は認めるが、Foakes v. Beer 事件の法理と抵触するので、立法による法変更を待たなければならぬとする。<sup>(16)</sup>

#### 四 経済的強迫法理の展開

契約変更を規制する際に既存義務の法理は一定の役割を果たしてきているが、必ずしも十分な成果を得るものではなかつたのであり、場合によつては強制されていない契約変更の強制力を否認する場合もあつた。

経済的強迫の法理の出現は、コンシダレーション法理が、充分に果たす準備ができるかない契約変更の強制された契約変更を確認し、それに対する強制力を否認することから解放されることを意味している。こうしたことにして、既存義務法理はあまりにも鈍い道具に過ぎず、それはまた強制されていない契約変更の強制力を否認することになるのである。いざれにせよ、Williams 事件に見られるように、コンシダレーションの概念を緩和していくと、既存義務の法理がこれまで果たしてきた契約変更を「規制する」役割は、そうした問題に正面から取り組む法理である拡大された強迫法理、すなわち経済的強迫の法理によつて最もよく果たされることになる。<sup>(49)</sup>

経済的強迫の法理は、近年イギリス法において進展を見ているのであり、比較的数少ない事件において独立した法理として現れているが、大部分の事件は契約の変更に関するものである。<sup>(50)</sup>

経済的強迫法理は次のような二つの問題を抱えている。まず第一には、経済的強迫の法理を適用するために必要かつ十分な条件は何か、という問題である。ついで、こうした基準は、普遍的にすべての契約状況に適合するのか、ということが問わなければならぬ。

これらの問題については経済的強迫に関する一連に事件おいて、必ずしも具体的な回答が示されているわけではなく、混沌とした状況が続いているのが実情である。以下において、具体的な事案に即して考察を加えていくことにつづく。

る。

① Pao On v. Lau Yiu Long 事件<sup>(註)</sup>

原告は、被告会社の株式と交換に自分たちの会社を被告会社に売却したが、原告は自社株式の急激な下落をさけるため、一年間は当該株式の六十パーセントは売却しない旨の合意をしていた。付隨契約において、被告側は個人的に、年度末またはその前に一定金額で株式の六十パーセントを買い戻す契約をしていおり、従つて、原告は株式の下落により損害を蒙ることはなかつた。その後、原告は、付隨契約が実質的に一定金額による将来の売買であり、株式が高騰したときはこの契約から利益を得ることはないことが分かつた。そこで、付隨契約が取り消され、年度末に当該株式が一定価格以下で売却された場合には補償約束と取り替えられない限り、主たる契約を続行することを拒んだ。裁判所で問題となつたのは、補償契約が拘束力を有するかどうかである。

枢密院司法委員会は、一方で補償を支持するコンシダレーションが付隨契約を取り消す合意の中に見いだすことができるという点を見逃しながら、コンシダレーションの発見ということを極めて重要な問題としている。

枢密院司法委員会は、香港控訴院の判決を覆し、変更された付隨的合意は強行可能である旨判示した。Scarmen卿は、被告の主張を「注目すべきもの」と述べている。

経済的強迫は生じなかつたことの判断を行つ際に、Scarmen裁判官は次のように経済的強迫について述べている。

「強迫は、それがどのような形態をとる場合でも、同意を無効にする程度の意思の強制である。・・・本当に意味での同意がなかつたとする意思の強制があつたかどうかを判断する際には、強制されたと主張する者が実際に異議を申し立したかどうかが重要である。すなわち、ある者が強制されて契約を締結したと主張する時に、その者に適切な法

的救済方法に訴えることができるような別の手段が残されていたかどうか、自由な立場からの助言をうる」とがやめたかどうか、そして契約締結後、契約を取り消す手段を取つたかどうかが問題である」。

このように、Scarmen 卿は、非任意の行為の概念をあまり重要なものとしていないように思われる。なぜならば、同卿が重要な要素としている、適切な法的手段の不存在のようなものは、選択が拘束されている範囲を強調するに過ぎないからである。しかし、裁判所は、Denning 卿の柔軟で伝統に捕らわれない原理<sup>(45)</sup>を心から受け入れることに積極的ではないことが現れている、といふことができる。なぜならば、同事件においては、裁判所の認定するところに依れば、強迫は存在していなかつたが、枢密院司法委員会は、公序によりコンシダレーションが無効になるという議論を拒絶したからである。このことは、契約変更を支持する本当の意味でのコンシダレーションが存在しているのかどうか、任意に契約を締結したかどうかについて、裁判官の意見が異なることを例証するものである。

## ② The Universe Sentinel 事件<sup>(46)</sup>

原告の所有する船舶('The Universe Sentinel')が、被告側労働組合(ITE)によってボイコットされた。それを回避するために原告は、幾つかの条件を示したなかで、ITEの福利基金に六千四百八十ドルを支払つた。原告は後にこの金額の返還を求めたものである。被告は、経済的強迫が行われたことを認めたが、労働争議との関係において行われたものであり、Trade Union and Labour Relations Act 1974 第十三条で与えられている、不法行為訴訟上の免責が認められるとする。

事実審裁判所の判決によれば、団体協約は厳格な経済的強制の下で結ばれたものであるとする。なぜならば、組合側の争議行為が原告の事業に対し著しい影響を及ぼす可能性があつたからである。しかし、この主張に立ちはだか

るのは、違法行為の要件である。労働組合の行為は、一般的には不法に事業へ干渉をするものであるが、制定法上、一定条件の下で争議権につき不法行為免責が認められている。

貴族院は、原告の返還請求の認否については意見が分かれたが、経済的強迫の法理については同一意見であった。されていなかつたからであるとする。従つて争議行為が合法的であり、不法行為には当たらなかつた場合には、原告は当該金銭の返還を求めるために強迫を根拠とすることはできなかつた、とする。

Diplock 候は、強迫の基準について次のように述べる。

「それは、他方当事者との間で締結した契約を無効としようとするか、もしくは他方当事者の要求に従つて支払った金銭の返還を請求する当事者が、契約締結時に契約の性質もしくは正確な条項を知らなかつた、または支払い要求の目的を理解していなかつたということではない。その判断基準は、その者の明白な同意が他方当事者により法的に合法的なものと認めない形で加えられた圧力によりもたらされたものである場合には、違法な圧力がその者の心に作用することを止めた後で明示的もしくは默示的に追認されない限り、その同意は法律上取消可能なものとして取り扱われる」<sup>(57)</sup>。

Scarmen 候も「れと同趣旨の発言をしている。

「[Barton v. Armstrong 事件と Pao On v. Lau Yiu Long 事件]が根拠とした先例は、強迫の違法行為において一つの要素を明らかにしている。すなわち、(一) 被害者の意思の強制になるような圧力、(二) 加えられた圧力の違法性である。実際上の効果として強制、もしくは選択の欠如を伴う圧力が存在しなければならない。強制については先例において、威圧または同意の無効とする」というように様々に表現されてきている。しかしながら、強迫の古典的

な事件は、服従される意思の欠如ではなく、他に実際上の選択肢がないことを認識したことに原因する被害者の意図的な服従である。これは法原理の筋道であり、初期の強迫に関する法（生命もしくは手足に対する脅威）とその後の発展を結びつけるものであり、その場合に法はまた、強迫を最初は財産に対する脅威として、そして今では人の仕事または取引に対する脅威として認めるようになつてきているのである」<sup>(33)</sup>。

③ B&S Contracts and Design v. Victor Green Publication 事件<sup>(34)</sup>

オリュンピアでの展覧会のためのスタンドを建設するに弓を受けた請負人が、顧客に対して、展覧会の開始前一週間を切つたところで、労働者から要求されていることを満たすような割り増し料金を支払わなければ、契約を取り消す旨の通知を行つた。

スタンドが期日までに仕上がらないと、顧客にとっては著しく名誉を損なわれる他、スタンドのスペースを賃貸した展示者から多額の損害賠償を請求される恐れがあつた。

裁判所は、支払いは強迫によつてなされたものであり、顧客はその返還を請求する」とができる旨判示した。

Kerr 裁判官は、次のように述べる。「金銭の支払いが行われない限り契約を破棄するとの脅しは、必ずそうなるは言えないけれども、強迫となりうる。先例から明らかのように、それが強迫となるのは、履行拒絶の結果が重大かつ直接的であり、コモンロー上の救済に依るか、差止命令を得る」となどの、相当な代替的手段が残されていない場合に限るのである」<sup>(35)</sup>。

④ Atlas Express Ltd. v. Kafco (Importers and Distributors) Ltd. 事件<sup>(36)</sup>

被告は、ざる製品の小さな輸入商であり、それを段ボウル箱に詰めて、大きな卸商の支店に売却する契約を獲得した。そして、原告運送人にその引き渡しにかかる見積もりを要求した。原告の地方の倉庫の支配人が、当該段ボウル箱のサンプルを見て、運送費を段ボウル箱一箱あたり一・一〇ポンドと見積もつた。

一九八六年十月二十日、両当事者は、一九八七年三月三十一日までの期間、その料金とする旨を挿入する書面による契約を締結した。

一九八六年十一月十四日、原告の支配人は、一トレーラーの荷物ごとに最低料金の四百四十ポンドと規定することにより、当該合意を変更するように説得しようとしたが、不成功に終わった。

四日後、原告会社のドライバーの一人が、被告の敷地に、空のトレーラーで到着した。そして、被告が直ちに新たな契約を締結しない限り、荷物を積まずに走り去る旨を伝えた。被告の代表者は、代替的運送手段を手配することは不可能であり、小売商との間の契約を破棄することは破壊的なことになるであろうと信じ、新たな契約に署名することを強制されたと感じた。

原告は一九八六年一二月二九日まで、被告のダンボール箱の配達を続けた。

一九八七年二月二日、被告は原告に内金として一万ドルを送金し、同年三月二一日、被告側のソリシターは、原告に対して、新たな契約は強迫の下で署名された旨の手紙を送った。

原告は、新たな契約に最低料金が挿入されたことを理由に、支払期日の到来した代金の請求を求めた。

裁判所は、被告勝訴の判決を言い渡し、被告側の意思に反して新たな契約へ署名するようにし向ける圧力は、経済的強迫に該当するとする。被告はその合意を是認していないので、加えられた強迫は、原告によって加えられた新たな条項に拘束されるという被告側の同意を無効とするものであり、さらに、原告は既に被告の品物を運送することを

契約上義務づけられているのであるから、新たな契約にコンシダレーションは存在しないのであり、従つて被告は、  
「ノーハード」と四百四十ポンドを支払うことを義務づけられてはいないとする。この事件では、Pao On v. Lau Yiu  
Long 事件<sup>(4)</sup>における Scarmen 裁判官の意見が適用されることになった。

### ⑤ The Olib 事件<sup>(5)</sup>

被告はタンカー母船である Olib 号の船主であるが、一九九八年六月二十一日、第三者との間で Olib 号の傭船契約を結んだ。その契約では、傭船料と滞船料については船荷に無条件かつ継続的な先取特権を有する旨規定されていた。被告は、ロッテルダムからザダルまで、五千トンから六千トンのスチレンを運ぶことを考えていた。六月二十一日に、Olib 号はロッテルダムに到着した。

八月三十一日、CT ケミカル(CTC)が、千五百トンのスチレンと五パーセントの製品を原告に売却し、原告はそれを Alpha ケミカル(AC)に転売し、両者はロッテルダム渡しとすることで契約した。九月六日、AC は、Olib 号を原告への輸送船として指名したが、原告は、この指名権を CTC に委ねた。九月十日、船荷は期日に Olib 号に積み込まれ、船荷証券は CTC を船荷主、原告を荷受人として発行された。ところが、AC は期日までに信用状の発行が得られず、原告は別の買い主を捜すことになった。

その間に、船荷がザダルに到着し、被告は貨車に積み替えた。

原告から被告に連絡があったのは三週間後に一度返事があつただけで、原告は船荷証券を示そうともしなかつた。

被告は荷物の購入の申し込みの通知を受けて、原告に対して、最終的には四十五万ポンドの未払いの費用が支払われない限り当該申込を承諾するしか手ではない旨通知した。

原告側と被告側の代表者間で話し合いがもたれ、被告側は代わりに四十万ポンドを表向きは受け取った。原告側はこの内容の合意 자체を争つたが、支払いをなした。

約二ヶ月後、原告は被告に船荷証券を呈示する買主を見つけたが、被告側は、原告が将来の費用のためにさらに四万ポンド支払うか、もしくは最終的な和解が成立するまでは、当該荷物を引き渡そうとしなかつた。

一九八九年一月、最終的に和解が成立し、四万ポンドが支払われ、荷物が引き渡された。

しかし、原告は裁判所から裁判管轄外の被告に令状を送達する許可を獲得したのであり、本件はその許可の取消を求めて提訴されたものである。

原告の主張によれば、和解は強迫によりなされたものであり、経済的強迫と二つの荷物の請求権に基づき被告に支払った金銭の返還を求めて提訴したものである。

Webster裁判官は、二つの訴因について被告有利の判決を下し、裁判官管轄外の令状の送達許可を取り消した。

#### ⑥ The Evia Luck事件<sup>(6)</sup>

この事件は、便宜置籍の船舶に反対する国際輸送連合（ITF）のキャンペーに関する事件である。

原告船主は、所有する船舶がスエーデンに停泊中、被告側の代理人から、主に過去に遡つて労働者の賃金を支払うこと、被告側への種々の金銭的援助、金銭債務証書を含む証書の作成などの要求に応じないとボイコットすると脅された。原告は最終的に被告側のすべての要求に屈服したが、支払った金銭の返還を請求した。

労働組合に認められる制定法上の保護は、労働組合の行為に対し付与されるこれまでの免責拡大傾向にあるのとは矛盾して、著しく変化してきてはいるのであり、一定金額の支払いがなされなければ同船舶をボイコットするとい

う脅しを出す前に、Evia Luck が、スマークへ（同国の法は労働組合により多くの保護を与える）に係留するまで I-T-F に待つよう促したのは、恐いほどの立派な立法改革が背景にあると思われる。

貴族院は、Templeman 候の反対意見があつたが、イギリス法が当該契約の準拠法(proper law)であり、被告側は由る行為はイギリス法のもとでは経済的強迫に該当する」とを認めており、原告側は金錢返還を請求することができることを認めた。

The Evia Luck 事件は、The Universe Sentinel 事件<sup>(17)</sup>の事実関係に類似しており、貴族院は、The Universe Sentinel 事件を依拠して判決しており、実際の判断の指針となるものがでてくる」とはほとんどなかつた。

The Evia Luck 事件においては被告側の行為はスエーデン法の「」においては合法的であつたが、The Universe Sentinel 事件の場合には、事件はイギリスにおいて発生したものであり、外国法は関係しなかつたことが相違点である。

#### ⑦ Woolwick Equitable Building Society v. Inland Revenue Commissioners 事件<sup>(18)</sup>

この事件において主な問題となつたのは、法的根拠のない行政当局からの要求一本件の場合は、被告内国歳入庁からの不法な税金の要求に応じて支払った金額の返還を求める一般的な原状回復の権利が認められるか否かであるが、原告はまた訴訟原因を経済的強迫においている。原告は、以前に権限を越えており無効であるという裁判所の判断が下されていた規則に基づき内国歳入庁に支払った金額について利息を請求した。内国歳入庁は税金分と利息の返還に応じていたが、利息については裁判所の判決以降のものしか支払っていないかった。原告は、利息分について税金の支払日からのものを請求した。

裁判所は(Gibson裁判官の反対意見があつたが)、任意性と利息の返還請求は認められる旨の判決を下した。

経済的強迫の問題については、Ralph Gibson裁判官とButler-Sloss裁判官が言及しているのみであり、両者とともに本件事実関係からは強迫は立証されなかつたとしている。

⑧ CTN Cash & Carry Ltd. v. Gallaher Ltd. 事件<sup>(18)</sup>

この事件は、取引関係において合法的行為が行われた場合に、経済的強迫法理が適用されるかどうかが問題となつた事件である。

原告は、倉庫業を営んでおり、被告からタバコの委託販売を受けてそれを転売していた。被告がタバコを原告に販売することはその都度契約によるのであり、被告はまた、取引に際して原告に融資しており、それを撤回するのも被告の自由であった。一九八六年十一月、原告の倉庫の一つの支配人がタバコの注文をしたところ、被告が品物を別の倉庫の配達してしまつた。両当事者の話し合いにより、注文通りに最初の倉庫に荷物を移すことになつたが、その間に原告の倉庫に保管していた当該荷物が盜難にあつた。被告は、盜難時に危険を負担するのは原告であるとして、代金を請求した。原告は当初、それを拒んでいたが、被告が将来の取引の融資を撤回する意思を明らかにするに及び、代金の支払いを行つた。

その後原告は、強迫の下に代金の支払いをなしたとの理由で、その返還を求めて訴えを提起した。原審裁判所は、経済的強迫の主張を退けた。

控訴院においても原審判決を支持し、Steyn裁判官は次のように述べる。「善意の請求を追求する取引関係において、『合法的行為による強迫』を含み、本件を包括するように拡張する」とは、広い範囲に及ぶ意味を有する過激なもの

のとなるであろう。それは、商取引の過程において、実質的につつ望ましくない不確実性の要素を導入することになるのであるう」<sup>(21)</sup>。

以上の判例を概観した結果として、経済的強迫の判断基準として、「意思形成への威圧」の法理と「威圧行為の違法性」の法理とが依然として対立してゐる」とが明らかになる。

後者の判断基準を採用するのは、The Evia Luck 事件<sup>(22)</sup>と The Olib 事件<sup>(23)</sup>であり、Atiyah 教授の加えた前者への批判<sup>(24)</sup>や The Universe Sentinel 事件<sup>(25)</sup>の判決などから判断して、後者の判断基準の方が一般的に説得力を有するものである。しかし、貴族院や枢密院司法委員会が共に発議してゐるのにも関わらず、「意思形成への威圧」の法理は依然として行われてゐる。

この「意思形成への威圧」の法理のルーツは、恐らく Pao On v. Lau Yin Long 事件<sup>(26)</sup>における Scarmen 判事の判決にあるようと思われる。この事件は、枢密院司法委員会の判決であり、ロマンウェルズ諸国や貴族院にも影響力を有してゐるものである。むしろ、The Evia Luck 事件では、貴族院は、「意思形成への威圧」の基準を強調することはなかつた。

この二つの基準は、基本的には共存するものであるが、「同じ概念が別の意味を持つ」ともある」とに注意する必要がある。

イギリス法においては、アメリカ法の場合と異なり経済的強迫の法理が十分な発展を遂げていないのが実状であり、それを阻害してきているのは、強迫を被害者の同意の欠如に基づく基準がしばしば明らかにされてきているからであるが<sup>(27)</sup>、この推論が見かけ倒しであることは、すでに一八八七年の事件でホームズ判事が明らかにしているところである<sup>(28)</sup>。強迫の結果として得られた同意は、一般に表明されるものと同じように偽りがないかもしくは本物である、

ということができる。

今後イギリス法において経済的強迫法理が展開するためには、The Evia Luck 事件における Goff 卿の意見(Keith, Ackner, Lowly の各卿が同意する)が支持を集め、強迫を被害者の同意が欠如していた基準で判断する」とを一掃することができるかどうかに掛かっているといふことができる。<sup>(註)</sup>

## 五 結びに代えて

契約変更を規制する手段として、コンシダレーションが何であるかについての議論が不透明な状況にある現状からすると既存義務法理が十分な機能を果たすものではないことは言うまでもないが、それに代わるものとしての経済的強迫の法理についても未発達の状況にあるといふことができる。当面、コンシダレーション法理と経済的強迫の法理は従来通り棲み分けを行つていくことになり、両者は併存していくことになつていくことになるが、これまでのようく契約変更を押しとどめるのではなく、一定の制約を課しながらも契約変更を容認する方向を示す傾向の中で発展するものと思われる。<sup>(註)</sup>

このことは、現代社会における契約変更を取り巻く契約状況の変化に対応して固定的な契約観念の緩和が反映された結果であるといふことができるであろう。<sup>(註)</sup>本稿では契約の変更についてイギリス法の既存義務法理と経済的強迫法理のみを取り上げたが、アメリカ法における問題を含めて総合的に契約変更に関する法理の考察をすることを次の課題としたい。

## 【注】

(1) 「」の点については、坪田潤一郎『国際契約法 総論』(商事法務研究会 一九八九)九一十一頁、道田信一郎「契約社会 アメリカと日本の違いを見る』(有斐閣 一九八七)参照。

(2) 久保宏之『経済変動と契約理論』(成文堂 一九九一)。なお、契約状況が著しく変化した場合の契約関係について論じたものに、拙稿「契約の修正による契約関係の維持－アメリカ法における商的実行不能法理の展開を中心に－」法学新報第九十六巻第六号六十一頁。

(3) UCC § 2-209 (1) は、契約を変更する合意が法的拘束力をもつたためには、コモンズ・ノーリー法によって支持されるる」とを必要としたとの規定をおこなう。契約状況の変化に関するアメリカ法の現状については、道田信一郎「契約内容の変更と約因および誠実性」ジャーリスト判例百選II私法七十四頁、曾野裕夫「UCC第11編(売買)の改正作業に見る現代契約法の一動向」(ト)北大法学論集第四十四巻第五号一二九三頁参照。

(4) [1991] 1 Q.B.1.

(5) J. W. Carter, A. Phang & J. Poole, 'Reaction to Williams v. Roffey', 8 J. C. L. 248 (1995); M. Chen-Wishart, 'Consideration: Practical Benefit and the Emperor's New Clothes' in Good Faith and Fault in Contract Law (1995).

(6) 英米契約法における強迫の法理については、木下毅「英米契約法における強迫」(立教法学第十四巻)、及川光明「英米契約法における強迫理論の展開(1)」(細田法學 第十卷)、同「強迫の法理の史的考察－英米契約法の強迫理論の前提として－」(比較法学第二十七巻第一号)。なお、経済的強迫の法理については、笠井修「イギリス契約法における経済的強迫の規制」(帝原法学第十六巻第一号)参照。

(7) R. Halson, 'The Modification of Contractual Obligations', 1991 C. P. L. 111.

(8) Id. at 117.

(9) Id. at 116.

(10) Hugh Collins, The Law of Contract, 2nd ed. pp.309-327 (1993).

- (1) A. G. Davis, 'Promises to perform an Existing Duty' (1937) 6 C. L. J. 202; S. J. Storiar, 'The Modification of Contracts' (1957) 35 Can. B. R. 485; F. M. B. Reynolds & G. H. Treitel, 'Consideration for the Modification of Contracts' (1965) 7 Malaya L. Rev. 1.

(2) [1966] 2 Q. B. 617.

(3) Id. at 625.

(4) Id. at 627-633.

(5) Hugh Collins, super (10) at 315.

(6) Id. at 316.

(7) [1979] Q. B. 705.

(8) [1992] 2 NZLR 68.

(9) Hugh Collins, super (10) at 316.

(10) Id. at 317.

(11) ハハシタ ハーハ ハの振舞は「は理體面で様々な議論があるが、」との如きではない。小野新「Atiyah のハハシタ  
ハーハ 振舞 - Jorden v Money (1954) 5 H. L. C. 185 」考察 - 専修法論集第118号71頁。

(22) (1809) 2 Camp. 317, 170 E. R. 1168.

(23) Id. at 319-20.

(24) [1979] Q. B. 805.

(25) (1857) 7 E. & B. 872. 「の事件では、最初の契約に含まれてゐる義務以上の労働力を提供した場合は、その労働力  
の提供は新たな約束に対する有効なハハシタハーハであり、契約は成立すると思われた。」

(26) (1981) 6 H. & N. 295.

(27) Id.

- (28) [1991] 1 Q. B. 1. ニの事件の争点は、Treitel 教授の影響を受けてこの辺の指摘がなされたこと。P. Birks, 'The Travals of Duress' [1990] L. M. C. L. Q. 342, 344.
- (29) 117 F. 99 (9th Cir. 1902). Alaska Packers v. Domenico 事件に類似してこのふたつは Harris v. Watson 事件 ([1971] Peake 102; 170 E. R. 94, N. P.) である。Lord Kenyon は、このような契約を強行するのは、船長が船員の要求一々へったゞのせいで強制的な強制的な取扱いをされたらしく、人間らしくおれが一に譲歩しない限り、船員が船を沈めることの強制の原因をなすであるべく、述べた。
- (30) [1991] 1 Q. B. 1 at 13.
- (31) [1956] 1 W. L. R. 486.
- (32) [1957] 1 W. L. R. 148.
- (33) [1980] A. C. 614.
- (34) [1991] 1 Q. B. 1, at 15-16.
- (35) Id. at 11.
- (36) Id. at 19.
- (37) Id. at 20.
- (38) Id. at 19.
- (39) [1990] 1 All E. R. 512, at 514.
- (40) 55 Saskatchewan L. Rev. 393, 399 (1991)
- (41) J. W. Carter, 'Andrew Phang & Jill Poole, "Reactions to Williams v. Roffey"', 8 J. C. L. 248, 253.
- (42) Id. たゞ、この事件の当事者は Carlill v. Carbolic Smoke Ball Co. ([1892] 1 Q. B. 25 (CA)).
- (43) Id. at 254.
- (44) 53 M. L. R. at 541.

- (45) Id.
- (46) 「既存義務の問題に関する最近の判例の背後にあるのは、公正な取引上の効率の考慮を加味したものであつて、經濟的効率の法理の展開は裏打ちされたものであつた」。53 M. L. R. 541.
- (47) [1995] 1 W. L. R. 474.
- (48) Id.
- (49) 「今ふたたゞ一々、概念を繰り返すよりは、必然的に經濟的強迫の法理が性格の改定を關する判断的な既成概念となつてゐる」。53 M. L. R. at 541; Halson, 'Opportunism, Economic Duress and Contractual modifications'(1991) 107 L. Q. R. 649.
- (50) The Siboen and the Sibotre [1976] 1 Lloyd's Rep. 293; North Ocean Shipping Co v. Hyundai Construction Co (The Atlantic Baron) [1979] 1 Q. B. 705.
- (51) 53 M.L.R. at 541.
- (52) ノーベル・アンドリュー・ファン, 'Economic Duress—Uncertainty Confirmed' 5 JCL 147(1992) 略。
- (53) [1980] AC 614.
- (54) Id. at 635.
- (55) [1966] 2 Q. B. 617.
- (56) Universe Tankships Inc. of Monrovia v. International Transport Workers' Federation [1983] A. C. 366.
- (57) Id. at 384.
- (58) Id. at 400.
- (59) [1984] ICR 419.
- (60) Id. at 428.
- (61) [1989] 1 Q. B. 833.

- (62) Id. at 841.
- (63) [1980] A. C. 614.
- (64) Enimont Overseas AG v. RO Jugotanker Zander [1991] 2 Lloyd's Rep. 108.
- (65) [1991] 4 All E. R. 871.
- (66) Id. at 887.
- (67) [1983] A. C. 366.
- (68) ベリーフン法<sup>1)</sup>によれば、雇用者は、失業率が高く、労働者が弱るから、賃金が低くて、經濟的強迫を犯して、組合<sup>2)</sup>が、雇用者の仕事を奪って、雇用者に賃上げを迫る場合にば、労働
- (69) [1991] 3 W. L. R. 790.
- (70) [1994] 4 All E. R. 714.
- (71) Id. at 719.
- (72) [1992] 2 A. C. 152.
- (73) [1991] 2 Lloyd's Rep. 108.
- (74) P. S. Atiyah, 'Economic Duress and the "Overborne Will"' 98 L. Q. R. 197 (1982).
- (75) [1983] A. C. 366.
- (76) [1980] A. C. 614.
- (77) The Prodos C [1980] 2 Lloyd's Rep. 390; Hennessey v. Craigmyle & Co Ltd [1986] ICR 461; The Universe Sentinel [1983] 1 A. C. 366, at 400, at 385.
- (78) Fairbanks v. Snow 13 N. E. 596, 598-599 (1887).
- (79) R. Halson, 'Contract' 46 C. L. P. (1993) 15-16.

(80) 同種の結論を導く。A. D. Denes, "The Law and Economics of Contract Modification: the Case of Williams v. Roffey" 15 I. R. L. E. 225 (1995).

(81) 新たな契約法の展開とは云々は、内田貴「契約プロセスと法」『岩波講座 社会科学の方法第Ⅶ卷 社会変動のなかの法』(岩波書店 一九九二)、同「現代契約法の新たな展開と契約法學」法律時報第六十六巻八号二十八頁、中田裕康「継続的売買の解消」(有斐閣 一九九四)参照。

(やまぐち やすひら・本学法学部助教授)